



「処方箋」は、当日を含めて4日以内が期限です。

28日  
(金)

29日  
(土)

30日  
(日)

31日  
(祝)

1日  
(火)

処方箋  
発行日

有効期限：4日以内

無効



注意点：期限切れの処方箋の扱い

- ☑ 既に期限が切れた処方箋に対して、薬局で「期限延長」の対応はできません
- ☑ 処方箋の再発行にかかる費用には、保険を使えません（全額自己負担）

厚生労働省保険局医務課「薬の処方せんの使用期間について」

特別な事情がある場合は、事前に期限の延長を医師に相談する

（保険医療機関及び保険医療養担当規則 第20条第3号イ）



処方箋の有効期限は、「発行日を含めて4日以内」です。